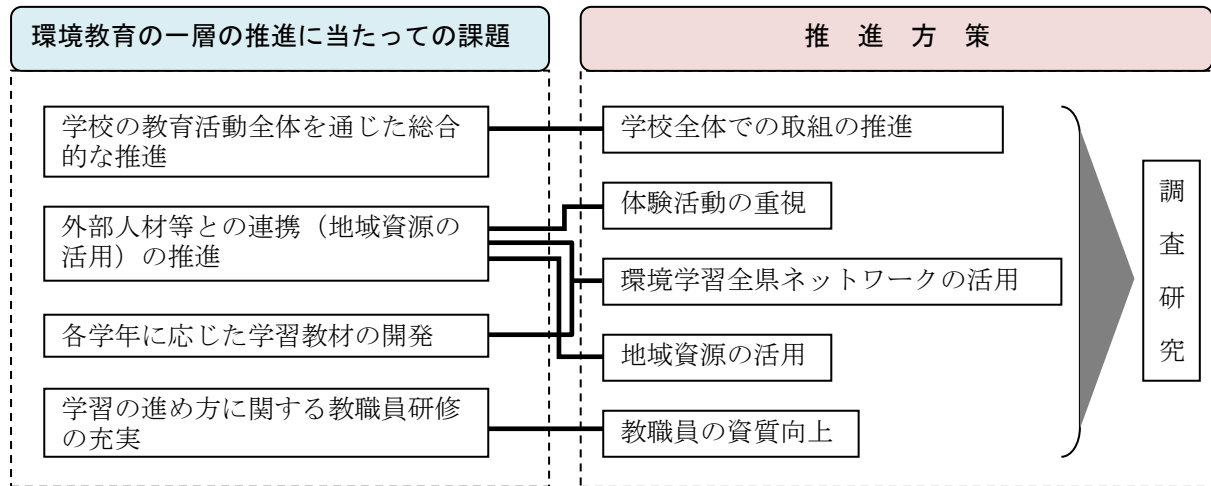


第3章 具体的な推進方策

環境教育を今後一層充実させるために、「学校全体での取組の推進」「体験活動の重視」「環境学習全県ネットワークの活用」「地域資源の活用」「教職員の資質向上」及び「調査研究」の6つの柱を掲げて取り組めます（図3-1）。

図3-1 課題とそれに対する推進方策



1 学校全体での取組の推進

環境教育は、単に環境だけでなく、社会、経済などをはじめとする極めて広範囲の内容を取り扱うことが重要であることから、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、特別活動及び総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）の中で有機的な関わりをもたせて、教育活動全体を通して取り組む必要があります。

その際、それぞれの学習活動の目標や特徴と関連付けて実施方法を検討し、学習機会を確保することが大切です。

また、環境に関わる学習内容が少ない教科においても、環境保全を意識した視点を持ち、教育を進めていくことが望まれます。

学校教育活動全体を通して取り組むため、環境教育を学校の教育活動全体の中に位置付けた全体計画を立て、職員会議や校内研修会を通じて共通理解を図り、全教職員の協力体制のもとに推進します。

また、その目標を達成するために、各学校では環境教育を校務分掌に位置付けたり、環境教育担当者を設けたりすることに努めます。

その際、環境教育の分掌については、既存の分掌に位置付けること、また、環境教育担当者については、その者だけが環境教育を行うのではなく、学校全体における環境教育のコーディネーターとしての役割を果たすことが重要です。

さらに、学校全体の取組を推進する観点から、やまぐちエコリーダースクール制度の推進を図ります（第3章1（2）参照）。

(1) 教育課程における環境教育の明確な位置付け



教育課程（計画的に行われる教育活動全般）で環境教育に取り組む際には、各場面に応じて環境教育を明確に位置付けること、各教科等の連携・協力を図り、学校全体の教育活動を通して取り組んでいくことが重要です。

その際、各学校では、教職員間の共通理解を図り、各教科等のそれぞれにおける指導内容と、それらの相互の関連付けを明確にするとともに、子どもたちの発達の段階や学校の周りの環境の特色等を十分に踏まえて、取り組むことが大切です。

■ 各教科で行う環境教育

学習指導要領には、参考資料1に示すとおり、環境教育に関わる指導内容があります。これらを各教科の授業で展開する場合には、その教科の性格や目標に照らして、授業の指導計画に盛り込むとともに、各教科の学習内容を関連付けて、教科横断的な取組ができるように年間指導計画を立てることが大切です。

その際、問題を自ら見出し、事象の相互関係や問題の背景にある因果関係を把握して、問題解決のための課題や方法を探究する力や情報活用能力などを各教科の中で身に付けさせるような指導に心掛けることが重要です。

また、言語活動や数理的、音楽的、造形的な活動を通して、環境に対する豊かな感受性や見識をもつ人間形成など、環境教育推進のための素地を形成する重要な役割を果たすことができます。

■ 道徳で行う環境教育

学習指導要領（平成29・30・31年告示）の総則の中では、これまでと同じく、道徳教育を進めるに当たって、「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念（自然の大切さを感じる）を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすとともに「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し」、「国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成」に資することとなるよう特に留意することとされています。環境問題が深刻な問題となる中で、持続可能な社会の実現に努めることが重要な課題となっており、そのためにも、生命や自然に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければなりません。

なお、学校内での系統的な指導を図るためには、各教科等で環境教育に関わる指導内容や考えられる項目を表にまとめるなどして、学年間、教科間の連携をさせることが大切です。

■ 総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）で行う環境教育

総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）においては、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力（探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力）」を育成することをめざしており、目標を実現するにふさわしい探究課題として、「国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題」等が例示されています。

環境教育が、横断的・総合的な特色をもったものであることを考えると、学校や地域の実態等に応じ、総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）を活用した特色ある取組が望まれます。

また、児童生徒にとっての学ぶ意義や目的を明確にすることが重視されており、「自分の力で解決することができた」「自分の取組が地域を動かした」「これからも地域づくりに参画し、さらによい地域にしていきたい」「自分たちは地域や社会の未来に対して責任があるし、それを果たしていくことは実にやりがいのあることだ」などの、課題の解決に取り組んだことへの自信や自尊感情、責任感が育まれ、地域や社会の一員であるとの意識も醸成されることが期待できます。

総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）では、グループ学習や異学年集団による学習などの多様な学習形態、地域の人々の協力を得つつ、全教職員が一丸となって指導に当たるなどの指導体制、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫することが望まれます。

■ 特別活動等で行う環境教育

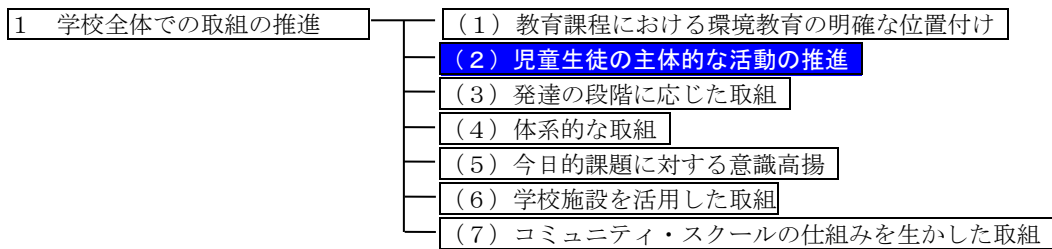
特別活動は、「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の3つの視点で整理されています。中でも、「社会参画」は、集団や社会に参画し様々な問題を主体的に解決しようとするという視点であり、持続可能な社会の担い手となっていくことにもつながっていくことから、環境教育とも深く関わっています。

特別活動の中で環境教育に取り組む場合も、年間指導計画において環境教育との関連付けを図り、系統的・継続的な指導に努めることは重要です。特に、体験を通して、自然や文化との触れ合いに配慮することが大切です。

実施形態としては、野外観察、見学や調査活動、ものづくりや生産活動など体験的な学習、問題解決的な学習なども考えられます。これらの学習の中で行われるレポート作成、ディベートなどの討論、プレゼンテーション等も重要な体験活動です。

なお、野外観察では、単に生き物の名前や分類を覚えさせるだけではなく、環境保全や生命の尊重について考えさせ、的確な判断力や意志決定能力を身に付けさせるようにします。

(2) 児童生徒の主体的な活動の推進



各学校では、各教科における学習をはじめとして、児童・生徒会活動や総合的な学習の時間（総合的な探究の時間）などを活用して、児童生徒や地域の実情に応じた環境教育が行われていますが、山口県の健全で恵み豊かな環境を守るために、環境教育の一層の充実が必要です。

その際、環境問題やエネルギー・資源の問題についての正しい理解を深め、主体的な行動がとれる児童生徒を育成することが重要であることから、県教育委員会においては、平成17年度から導入した、環境ISOの手法を活用した取組(学校版環境ISO)である「やまぐちエコリーダースクール」認証制度を推進しています。

各認証校はそれぞれの特徴を生かした環境教育に継続的に取り組み、情報発信をすることで、地域の環境教育のリーダーとしての役割を果たしています。

■ 「やまぐちエコリーダースクール」とは

環境教育に関する活動に環境マネジメントシステム（計画 Plan→実行 Do→評価 Check→改善 Action; P D C A サイクル）を取り入れた取組を行い、県教育委員会が「やまぐちエコリーダースクール」と認証した学校です。

●目的

学校全体での活動を通して、児童生徒の環境保全に対する正しい理解と主体的な行動がとれる態度を育成することを目的とします。

●実施方法

県教育委員会の募集に対して、参加を申請した実施校が「行動宣言」を行い、「行動宣言」に基づいた「実践活動」を1年間行います。年度末に実施校から提出された認証申請を受けて、県教育委員会の認証委員会において審査を行い、「やまぐちエコリーダースクール」に認証します。「宣言—実践—認証」の過程で、児童生徒に達成感を与えるとともに、考えて行動する力を伸ばすことが可能です。（図3-2）

●期待される成果

学校全体で行う活動と教科等での学習活動とが相乗効果をもたらし、児童生徒の環境保全に関する自発性が喚起されるとともに、次世代を担う国民としての資質の向上を図ることが期待できます。（図3-3）

●家庭・地域への発信

認証校での実践事例をWebページ等により積極的に情報発信することにより、認証校内だけの取組に留まることなく、成果を他校にも普及するとともに、さらには、児童生徒の意欲が家庭・地域にも波及効果をもたらすことが考えられます。（図3-3）

図 3-2 やまぐちエコリーダースクール

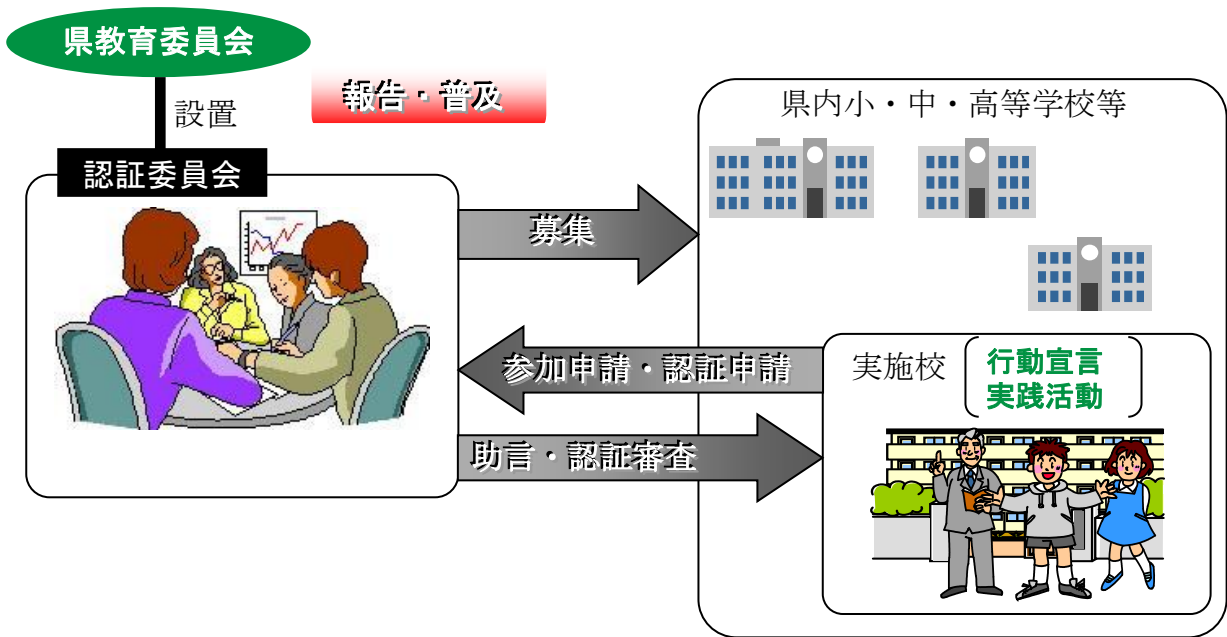
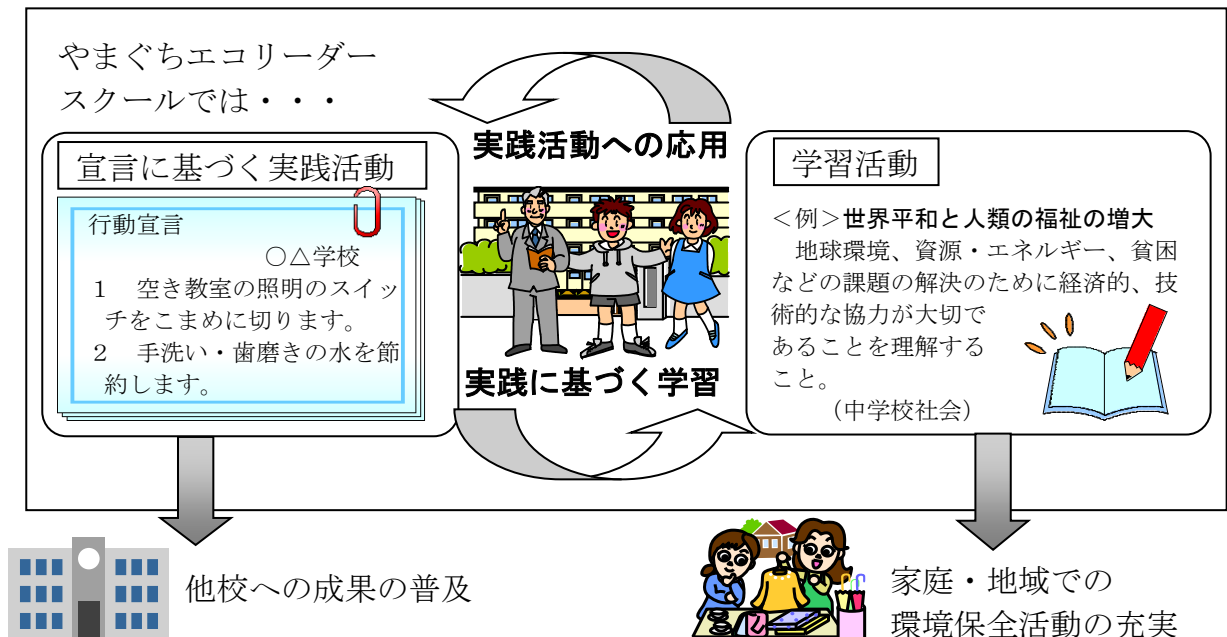
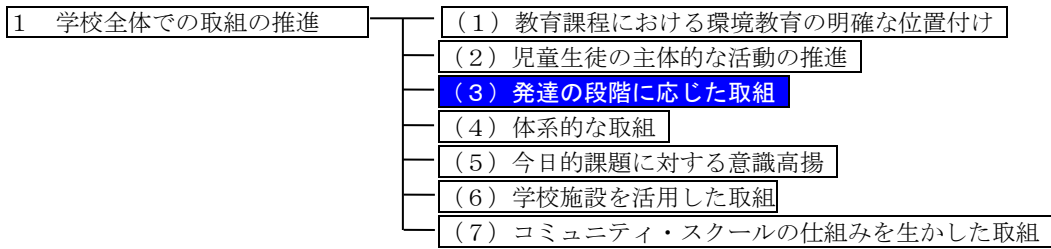


図 3-3 やまぐちエコリーダースクールに期待される成果



「やまぐちエコリーダースクール」のWebページ
 小・中学校 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/eco-school/201906180002.html>
 高等学校等 <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50300/ecoschool/index.html>

(3) 発達の段階に応じた取組



学校における環境教育は、前述のとおり、経済・社会問題、科学技術、生活環境などに関連した内容の習得に留まらず、環境に対する豊かな感受性と科学的な観点に基づいて、環境問題の解決に向けた客観的かつ公平な判断と意志決定ができる能力や態度を育成し、生涯学習の基礎となることが期待されます。

こうした環境教育の実施に当たっては、児童生徒の発達の段階に応じて、環境教育における校種別のねらいを以下のように定め、指導を行うことが大切です。

小学校

幼稚園・保育所・認定こども園においては、身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で、様々な事象に興味や関心をもつことができるよう工夫しています。小学校においては、このことを考慮して、自然の事物・事象に対する感受性を豊かにする活動の機会を多くもたせることにより、環境の保全に配慮した行動がとれる態度を育成することがねらいとなります。ふるさと学習とともに、郷土山口の自然環境について学習する手法も考えられます。

- 低学年**……自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさや生命の大切さを実感できるように配慮する。
- 中学年**……身近な自然や社会の環境に進んで関わり、物（資源）やごみなどについて問題を見だし、追究できるようにする。
- 高学年**……種々の体験や学習を通して、より多面的な思考が可能になったり、収集した情報をもとに判断したり、推論したりできるようになる学年であることから、自然や社会のつながりや循環という考え方を身に付け、より主体的に環境と関わり、環境を大切にすることができるようになることを重視する。

中学校

環境に対する豊かな感受性や探究心をもち、多面的、総合的に課題を解決する活動を通して、適切な判断を行おうとする思考力や判断力、課題解決能力を育成する。

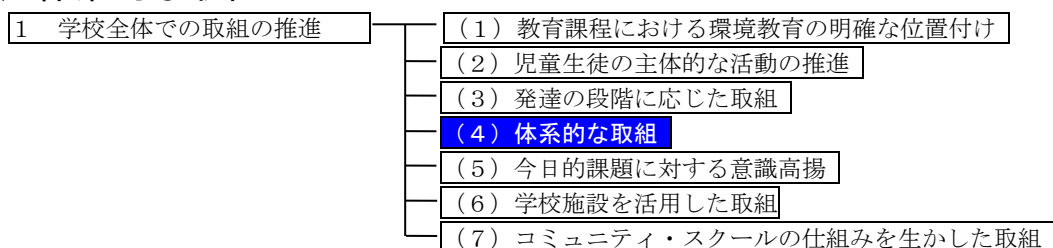
高等学校

環境問題を総合的に思考・判断し、賢明な選択・意志決定ができるような学習活動を通して、環境保全や環境の改善に主体的に働きかける能力や態度などを育成する。

特別支援学校

小学部、中学部、高等部において、小・中・高等学校の内容を踏まえ、個々の児童生徒の実態に応じた学習活動に取り組むことが必要です。学習の効果を高めるには、生活に根ざした体験的な活動が大切です。

(4) 体系的な取組



各学校では、学校や児童生徒の実情に応じて、大気や水の環境調査、ごみ・リサイクル問題に関する学習、省資源・省エネルギーに関する学習、希少野生動植物に関する学習、地球的レベルの環境問題に関する学習などを行っています。

児童生徒一人ひとりが行う、こうした学習を各教科・各学年・各校種で連続したものにするため、体系的な取組が望まれます。

教科間連携

環境をテーマとした単元を設けている教科がある一方、環境をテーマとして扱いきれない教科もあります。一部の教科に任せきりになったり、教科によって伝え方が異なったりしないように、教科間の連携を図り、教科横断的な取組が可能となるよう、合同の教科会議や校内研修会を行い情報交換することが必要です。

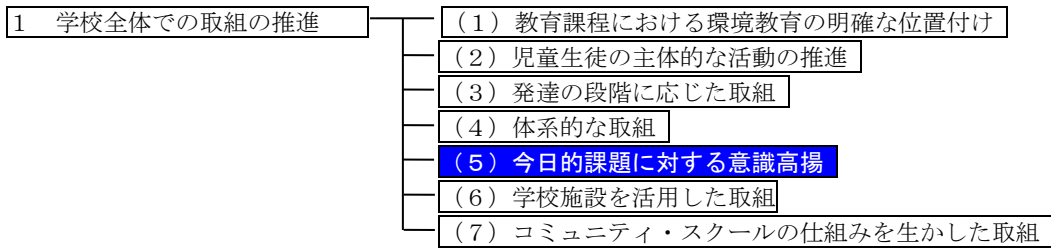
学年間連携

各学年での各教科の学習内容を踏まえ、環境教育に関するどのような活動をどの時期に行うか、在学年間を見通した環境教育の計画を作成することが必要です。

学校間連携

近隣の学校と合同で活動したり、異校種が連携した活動において、上級学校の生徒が年下の児童生徒を指導する活動を行ったり、また、小学校－中学校、中学校－高等学校の連絡会等により、指導項目の一覧表を作成したりするなどして、有機的、継続的な指導を可能にしていくことが必要です。

(5) 今日の課題に対する意識高揚

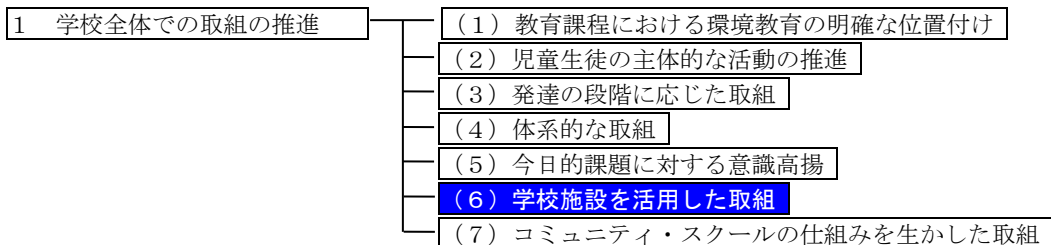


環境教育においては、環境に積極的に働き掛け、環境保全やより良い環境の創造に主体的に関与できる能力の育成を図るとともに、地球環境を構成する一員として、地域の生活環境はもとより、ときには地球的規模の環境に対する人類の責任や役割を理解し、積極的に働き掛ける態度を育成することが求められます。現在の様々な環境問題は決して他人事ではなく、地球上で生活している以上、自分たち自身の問題であるという意識をもつ必要があります。

例えば、「このまま温暖化現象が進行したら…」といった将来予測をもとに、二酸化炭素排出削減等、現在の社会にある課題を見だし、解決方策を模索するなど、児童生徒の発達の段階や地域の環境に応じて取り組ませることが考えられます。

地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊、熱帯林の減少、海洋汚染、希少野生動物の絶滅危惧などの環境問題は、人類が力を合わせて取り組むことにより解決できるという展望をもたせるよう指導に努めます。

(6) 学校施設を活用した取組



児童生徒の環境保全に取り組もうとする意欲や態度を育てるために、学校施設を多様に活用することは有効です。環境教育について学校全体で取り組むために、学校施設の整備や内容の充実を図り、環境への負荷の低減に対応したいいわゆる「エコスクール」に取り組む学校が増えています。

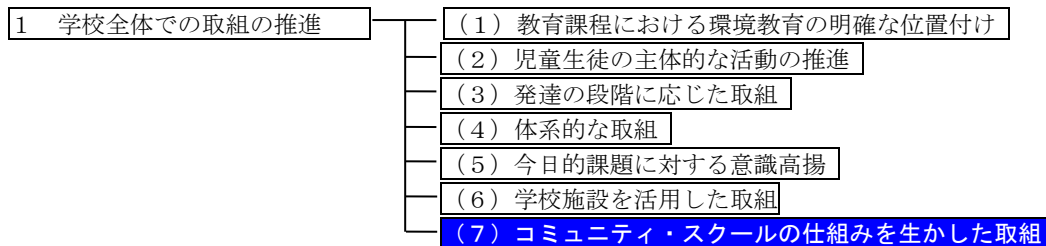
本県においても、平成22年度に県立学校14校、市町立小中学校23校に太陽光パネルを設置し、発電した電気を校内で使用するとともに、児童生徒への環境教育の推進に活用しています。

また、各学校の工夫により、緑のカーテンを設置し消費電力を削減したり、ピオトープを作ったり、ダンボールコンポストを用いて作った堆肥を緑のカーテンや学校花壇の肥料として利用したりするなど、学校施設を活用した生徒の主体的な活動を取り入れることが重要です。

例えば、児童生徒によるビオトープづくりにおいては、製作時に学校内外の人と行う協働作業の大切さを感じることができます。さらに、完成した際には、達成感を味わうことができ、実際に生物が生息するようになってからは、その観察を通して生命を尊重する気持ちを育むことが期待できます。

こうしたことから、学校施設を環境教育の教材として有効的に活用するよう努めます。

(7) コミュニティ・スクールの仕組みを生かした取組



山口県ではコミュニティ・スクールの導入を積極的に進めており、令和2年度には全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校等がコミュニティ・スクールとなります。コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が目標やビジョンを共有し、一体となって、子どもたちの豊かな学びや育ちを実現していく仕組みです。

こうしたコミュニティ・スクールの仕組みを生かすことで、学校で児童生徒が学んだ環境教育の学習内容が、家庭や地域において積極的に活用されたり、相互で培う学びが実感を伴ったものに深化したりして、持続可能な社会づくりを担う実践力のある児童生徒の育成につなげることができます。

例えば、地域の身近な環境問題について、学校運営協議会や「熟議」の場で取り上げ、情報や問題の共有を図るとともに、その問題の解決に向けて児童生徒と保護者・地域住民による「熟議」を実施して具体策を探り、その具体策を児童生徒だけでなく、保護者や地域住民との「協働」による活動として実践するといったことが考えられます。このようにして、学校・家庭・地域が一堂に集い、計画段階から活動まで「主体者」として関わることで、環境問題に対する「当事者意識」が醸成されます。

【取組事例】

- 地域の自然保護活動等の在り方について学校運営協議会において協議し、普及に向けた取組の推進
- 地域協育ネットとタイアップしたクリーン作戦の実施
- 農業生産工程管理(GAP)による農業生産活動の持続性確保に向けた、地域と連携した農業教育に係る探究的な学び

2 体験活動の重視

国際的な環境教育の流れは、環境問題をテーマにした初の国際会議である「国連人間環境会議」(1972年、ストックホルムで開催)から始まりました。そして、現在の世界の環境教育の概念は、その後、開催されたベオグラード会議(1975年)及びトビリシ会議(1977年)を基礎としています。トビリシ会議で合意された「トビリシ宣言」における環境教育の目標(観点)は表3-1のとおりです。

表3-1 「トビリシ宣言」における環境教育の目標

目 標	活 動
① 関心	社会集団と個々人が、環境全体及び環境問題に対する感受性や関心を獲得することを助ける。
② 知識	社会集団と個々人が、環境及びそれにともなう問題の中で様々な経験を得ること、そして環境及びそれにともなう問題について基礎的な知識を獲得することを助ける。
③ 態度	社会集団と個々人が、環境の改善や保護に積極的に参加する動機、環境への感性、価値観を獲得することを助ける。
④ 技能	社会集団と個々人が、環境問題を確認したり、解決する技能を獲得することを助ける。
⑤ 参加	環境問題の解決に向けたあらゆる活動に積極的に関与できる機会を、社会集団と個々に提供する。

我が国の環境教育においても、環境保全に対する関心を高め、知識・態度・技能を身に付けて、地域社会での日常的な実践活動に参加することが求められています。

■ 体験活動の意義

体験活動が学びの土台・出発点となり、問題解決を促進し、知の総合化を確かなものにしていくことが多いために、体験活動は、児童生徒の成長の過程全体において重要なものといえます。児童生徒の身近な問題から体験を通して学習していくことは、自分と環境問題の関係を考え、自分にできることから環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。

また、社会の変化に伴う児童生徒の自然体験などの減少の状況等を考えると、学校内外を通じて児童生徒の多様な体験活動を充実させることを一層重視する必要があります。

体験活動の意義

- ① 現実の世界や生活などへの興味・関心・意欲の向上
- ② 問題発見や問題解決能力の育成
- ③ 思考や理解の基盤づくり
- ④ 教科等の「知」の総合化と実践化
- ⑤ 自己との出会いと成就感や自尊感情の獲得
- ⑥ 社会性や共に生きる力の育成
- ⑦ 豊かな人間性や価値観の形成
- ⑧ 基礎的な体力や心身の健康の保持増進

「『体験活動事例集－体験のススメー』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

■ 体験活動を計画するに当たっての配慮事項

環境教育におけるねらいや体験活動の意義を踏まえ、学年等に応じ、全ての児童生徒が豊かな体験活動の機会を得られるようにすることが重要です。

そこで、各学校は、児童生徒や学校、地域の実態等を踏まえ、各教科等の目標や環境教育のねらいを実現する観点から、体験活動を適切に計画・実施する必要があります。

体験活動を計画するに当たっての配慮事項

- ① ねらいに沿った体験活動を工夫すること
- ② 児童生徒の成長の過程や実態を踏まえること
- ③ 地域の実情を踏まえること
- ④ 各教科等における学習指導との関連を図ること

「『体験活動事例集－体験のスマ－』平成20(2008)年1月 文部科学省」より

こうしたことから、自然体験活動、勤労生産体験活動、農林水産業体験などの「体験活動」を重視した指導や教材作成に努めます。

また、県内には表3-2のような青少年教育施設（青少年自然の家など）が存在しており、環境教育を推進する上で、活用することが考えられます。四季折々の自然に恵まれた青少年教育施設に集団で宿泊しつつ、自然を直接体験するプログラム等を組み込むことで自然に対する感受性を豊かにすることもできます。

これらの体験から、水や森林、空気、動植物の保全に対する実践的態度が養われ、将来にわたって、山口の「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」を行う態度が育成されることも期待できます。

表3-2 青少年教育施設

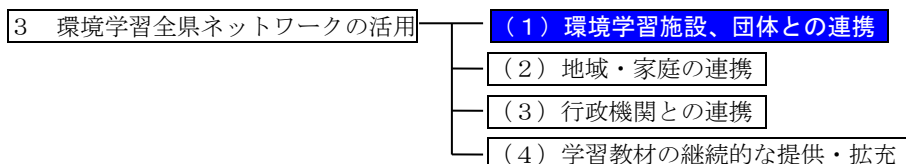
	施設名	備考
国立	国立山口徳地青少年自然の家	大規模収容施設と多様な研修プログラム
県立	油谷青少年自然の家	カッター訓練を中心とする海洋研修プログラム
県立	秋吉台青少年自然の家	洞窟探検や台上ウォーク等の野外活動
県立	十種ヶ峰青少年自然の家	アドベンチャー施設と不登校対策プログラム
県立	由宇青少年自然の家（ふれあいパーク）	家族連れの宿泊利用や青少年の交流活動
市立	深坂自然の森	キャンプや自然観察等の野外活動
市立	下関市青年の家	野外炊事等の野外活動
市立	宇部市アクトビレッジおお	キャンプ等の野外活動
市立	周南市大田原自然の家	キャンプやハイキング等の野外活動

3 環境学習全県ネットワークの活用

山口県では、環境学習を総合的に支援する拠点として、平成18年度に「環境学習推進センター」を山口県セミナーパークに開設しました。市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、環境情報の提供、教材の作成・提供、環境活動団体等と連携した体験型環境学習講座の開催など、多彩な事業を展開し、地球温暖化対策、循環型社会の形成、自然環境の保全等、環境に関する幅広い課題について、広く県民、民間団体等がそれぞれの目的に沿って自発的に学習することを総合的に支援しています。

環境教育は、その取組内容によって、他機関の職員や地域の人材等と連携・協働して行うことが必要であることから、学校等においては、このネットワークを活用した環境教育を進めます。

(1) 環境学習施設、団体との連携

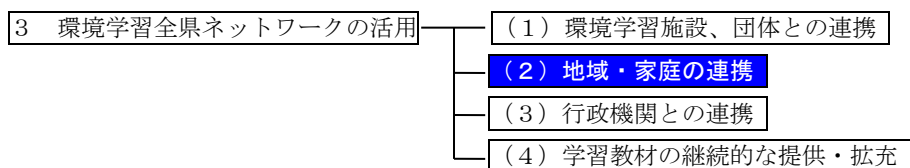


環境学習推進センターでは、民間活動団体・事業所等と連携し、子ども向けの環境学習講座を開催するほか、県内各地で開催される講座やイベント、指導者等の情報を提供しています。また、「山口県環境学習指導者バンク」制度を設け、環境について見識のある環境アドバイザー（講演型環境学習指導者）や環境パートナー（体験型環境学習指導者）などを学校・幼稚園・保育所・認定こども園・民間団体等が主催する学習会などへ派遣しています。

また、県内には環境保全活動をしているNPO（特定非営利活動法人）もあります。学校においては、こうしたNPOと連携した環境教育への取組などが望まれます。

「環境学習推進センター」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>
「山口県NPO法人データベース」 <https://npo.pref.yamaguchi.lg.jp>

(2) 地域・家庭との連携

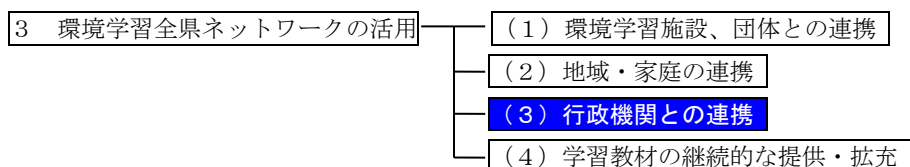


環境教育や環境保全のための取組は、学校教育の中だけで行うのではなく、地域・家庭の状況に応じて行う必要があります。学校での環境教育は、取り扱う内容によって、地域・家庭と密接な関係をもち、連携して活動することが重要であり、学んだことを児童生徒が地域・家庭で実践することが大切です。

そのために、学校と地域・家庭との連携を強め、学校だより、Webページ、PTAの会合などの機会を通じて、学校が地域・家庭に積極的に情報発信し、働きかけるとともに、地域の方々を環境教育の指導者として活用することに努めます。

また、環境に関わる問題をより身近な問題として捉えさせるために、地域の実態に応じて、その地域の自然、希少野生動植物、景観、社会などの地域資源の活用を図ります。

(3) 行政機関との連携

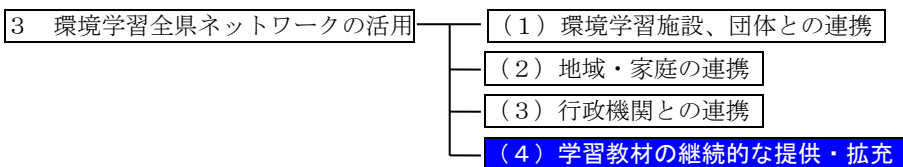


地域の公共施設（ごみ処理施設、浄水場、下水処理場等）や行政機関の環境担当部署から環境教育の指導者を招へいた出前授業の実施も、児童生徒に環境保全に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てるために有効です。

様々な主体（行政機関）から多くの「環境学習」の場が提供されています（山口県関係分は参考資料2）。こうした場が積極的に活用されるように、環境学習の機会及び場に関する情報について、行政機関が積極的に学校、児童生徒、保護者等に伝達することが望まれます。

また、山口県教育委員会も庁内に設置されている「環境やまぐち推進会議」等を通じて、関係部局との連携を一層図ります。

(4) 学習教材の継続的な提供・拡充 — 環境教育情報の一元化 —



地域での活動や野外活動などによって、環境に関わる内容を取り扱い、それらと日常生活との関連が総合的に把握できるような学習教材を開発することが望まれます。

その一方で、地球的規模での環境問題などに関しても、最新の情報を収集し、それらの中から学習のための課題を設定し、教材化することも大切です。

教材化の際には、学習内容を一方的に伝達することに終わるものとしてではなく、児童生徒の主体的な取組や問題解決能力などを育成することを目標として、選定される必要があります。

また、一時的な取扱いで終わるものではなく、可能な限り、継続して学習できる内容を取り上げるように努めます。

Web ページの「やまぐちの環境」において集約した様々な環境情報を提供し、「環境学習のひろば」では、環境学習情報の一元化を図り、環境に関連した講座やイベント、指導者や活動団体の情報も含め、教材（「こども環境学習プログラム」等）を継続的に提供・拡充しています。

「やまぐちの環境」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/>
「環境学習のひろば」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/index.php>
「こども環境学習プログラム」 <https://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/shiraberu/program/kkgp.php>

4 地域資源の活用

地方公共団体や事業者等が設置している環境教育施設等の見学・活用は、児童生徒が循環型社会形成について理解を深める絶好の機会です。

既に、企業のリサイクル施設、地方自治体のごみ処理施設、リサイクルプラザ、埋め立て処分場、浄水場、下水処理場などの見学・活用を行っている学校もあり、社会見学の際にこうした施設の見学等を組み入れることも考えられます。

また、山口県の恵まれた自然環境、学校周辺の自然環境、ビオトープ、里山、希少野生動植物などを活用した環境教育への取組についても、拡大を図ります。

5 教職員の資質向上

環境教育の推進に当たって、自校の教職員が指導者となることが多いことから、教職員の資質向上は大切です。教職員研修の充実を図り、持続可能な社会の構築につながる教育の実現をめざします。

環境教育は、発達段階に応じて、学校のみならず、家庭、職場、地域といったあらゆる場で実践されることが重要です。この視点に立ち、やまぐち総合教育支援センターにおける研修講座の基本研修やキャリアアップ研修において、教職員の資質向上を図ります。

また、全国的な研修会の開催に関する情報提供に努め、研修の機会の充実を図ります。

児童生徒への指導においては、家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に生かすことができるよう努めます。また、環境問題は多くの要素が複合的に絡み合っていることから、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、多面的かつ総合的に扱う学習となるよう工夫します。

6 調査研究

山口県の環境教育の推進を図るために、県教育委員会では、時代に即した「求められる環境教育の在り方」について、必要に応じて調査研究を行います。

学校でも、指導計画の作成（Plan）、学習教材を活用した指導実践（Do）に対して、定期的に検証・評価を行い（Check）、指導計画を改善する（Action）ことは、取り組んでいる環境教育の効果を高める際に必要です。評価の方法としては、児童生徒へのアンケートや指導者同士の相互評価などがありますが、いくつかの手法を併用して、検証・評価（Check）の精度を上げることが可能です。